

# 国立大学法人新潟大学公益通報者保護規程

平成19年 1月24日

規程第 1 号

改正 平成24年 3月30日規程第 8 号

平成26年 3月31日規程第16号

平成26年12月26日規程第26号

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、国立大学法人新潟大学（以下「本学」という。）の職員（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「職員等」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する公益通報及び相談（以下「通報等」という。）の適正な処理の仕組みに関する必要事項を定めることにより、公益通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）を保護するとともに、本学における法令違反行為等の早期発見と是正を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 本学の職員等が、本学又は職員等について法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、不正の目的でなく通報することをいう。
- (2) 相談 通報処理の仕組みや法令違反行為等に該当するかを確認する等の相談をいう。
- (3) 法令違反行為等 本学の業務に関し法令又は本学の規則等に違反する行為をいう。
- (4) 就業規則等 国立大学法人新潟大学職員就業規則（平成16年規則第20号）、国立大学法人新潟大学特任教員等就業規則（平成18年規則第 2 号）、国立大学法人新潟大学特定有期雇用看護職員等就業規則（平成17年規則第 5 号）、国立大学法人新潟大学短時間勤務特任教員等就業規則（平成18年規則第 3 号）、国立大学法人新潟大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第21号）及び国立大学

法人新潟大学非常勤医師就業規程（平成16年規程第94号）並びに派遣契約その他本学の業務に従事する者に係る契約をいう。

（公益通報者保護責任者）

第3条 本学に公益通報者保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置き、総務を担当する理事をもって充てる。

2 保護責任者は、本学における通報者等の保護に関する事務を総轄する。

（通報窓口及び相談窓口）

第4条 職員等からの公益通報を受け付ける窓口及び相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）は、監査室とする。

2 通報窓口は、本学のホームページで公表するものとする。

（通報等の方法）

第5条 通報窓口への通報等は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会の方法により、原則として、実名で行うものとする。

2 匿名により公益通報がされた場合は、保護責任者と協議の上、当該通報を信ずるに足る相当の理由、証拠等があるときに限り、公益通報として受け付ける。

3 保護責任者は、相談において、当該相談の内容から法令違反行為等の存在の可能性が高いと判断される場合は、相談者に対し当該相談を公益通報とする意思があるかを確認するものとし、その意思がある場合は、当該相談を公益通報として取り扱うものとする。

（通報の受付）

第6条 通報窓口において公益通報を受け付けたときは、速やかに国立大学法人新潟大学コンプライアンス規則（平成26年規則第10号。以下「コンプライアンス規則」という。）第6条に規定するコンプライアンス総括責任者に報告するとともに、当該公益通報者に対し、通報を受け付けた旨を通知するよう努めるものとする。

2 前条第3項において、相談者が当該相談を公益通報とする意思がない場合、当該相談を速やかにコンプライアンス総括責任者に報告するものとする。

（調査等）

第7条 通報事案に係る事実関係等の調査、是正措置及び再発防止措置については、

コンプライアンス規則に基づき実施するものとする。

(通報者等の保護)

第8条 本学は、通報等を行ったことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 学長は、通報等を行ったことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じるものとする。

3 学長は、通報者等に対して不利益な取扱い又は嫌がらせ等を行った職員等（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合は、当該行為等を行った職員等に対して、就業規則等に基づき処分等を行うことができる。

(不正目的等の通報)

第9条 職員等は、虚偽の通報及び他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

2 学長は、前項の通報があった場合は、当該職員等に対し、就業規則等に基づき処分等を行うことができる。

(秘密の保持及び利益相反関係の排除)

第10条 第4条に規定する窓口に関係する職員等（以下「通報処理関係者」という。）は、通報者等が特定されないよう十分に配慮するものとする。

2 通報処理関係者は、自らが関係する通報等の処理に関与してはならない。

(通報処理関係者の責務)

第11条 通報処理関係者は、第1条の目的に沿って、誠実に対応するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第12条 通報処理関係者は、通報等の内容を開示してはならない。

2 学長は、前項の規定に違反した職員等に対して、就業規則等に基づき処分等を行うことができる。

(結果等の通知)

第13条 学長は、公益通報者に対して、コンプライアンス規則に基づき実施された調査の結果並びに是正措置及び再発防止措置について、被通報者（その者が法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された職員等をい

う。)のプライバシーに配慮の上、通知するものとする。ただし、当該公益通報者が匿名の場合は、この限りでない。

(フォローアップ)

第14条 学長は、通報処理終了後、通報者等に対して、通報等を行ったことを理由とした不利益な取扱いが行われていないか等を適宜確認するものとする。

(広報及び研修)

第15条 保護責任者は、公益通報の仕組み及び法令遵守の重要性について、効果的な広報を行うとともに、研修等により、職員等に対し十分な周知徹底を図らなければならない。

(職員等以外の者からの通報に対する準用)

第16条 本学の職員等以外の者からの通報並びに報道機関及び会計検査院等の外部機関からの指摘があった場合については、この規程に準じて取り扱うものとする。

(他の規則等との関係)

第17条 他の規則等により、通報、相談等の処理に関し特別の定めが設けられている場合にあつては、当該規則等の定めるところによる。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、通報者等の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年1月24日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規程第8号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規程第16号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日規程第26号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。